

山梨県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県が発注する建設関連業務の低入札価格調査の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 低入札価格調査の対象とする建設関連業務（以下「対象業務」という）は、政府調達協定の適用を受ける建設関連業務及び総合評価落札方式により執行する建設関連業務とする。

(調査基準価格)

第3条 契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合の基準となる価格を「調査基準価格」とし、契約ごとに10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で次のとおり定めるものとする。

(1) 調査基準価格は、次の表の業種区分に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④の額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、測量業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

| 業種区分 | ① | ② | ③ | ④ |
|------------------|---------|----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 測量業務 | 直接測量費の額 | 測量調査費の額 | 諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額 | |
| 建築関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 特別経費の額 | 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額 | 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額 |
| 土木関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 | 一般管理費等の額に10分の5.0を乗じて得た額 |
| 地質調査業務 | 直接人件費の額 | 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 | 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額 | 諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額 |
| 補償関係コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 | 一般管理費等の額に10分の5.0を乗じて得た額 |

(2) 特別なものについては、前項の算定方法にかかわらず10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とする。

(予定価格調書への記載)

第4条 調査基準価格を設定した場合は、これを予定価格の記載した書面に、記載しなければならない。ただし、電子入札による場合は、公共事業総合管理システムに記録するものとする。

(対象業者への周知)

第5条 対象業務の入札公告に次の事項を記載し、入札参加者に周知するものとする。

- (1) 低入札価格調査制度を適用していること。
- (2) 調査基準価格を下回る入札を行った者は最低価格入札者（総合評価落札方式適用業務にあっては評価値の最も高い者（以下「最高評価値者」という。））であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (3) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を行うこと。
- (4) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査に協力すること。
- (5) 調査基準価格を下回る入札を行った者との契約に係る措置に関すること。

(入札の執行)

第6条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、契約担当者は、入札者に対して落札決定を保留する旨を告げて、入札を終了する。ただし、電子入札による場合は、当システムによる通知をもって代える。

(調査の実施)

第7条 当該業務の発注機関の長（本庁執行にあっては担当事業長）は、調査基準価格を下回る価格の入札があった場合、その価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次の内容について入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の低入札価格調査を行うものとする。ただし、総合評価落札方式における最高評価値者が調査基準価格を上回った入札をして落札者となる場合には調査を実施しない。

- ① 入札者から提出された「調査資料」の確認と検討
- ② 経営内容、経営状況
- ③ 信用状態（法律違反の有無、賃金不払の状況、再委託代金の支払遅延状況）
- ④ その他必要な事項

(調査資料の提出)

第8条 契約担当者は、第7条に定める低入札価格調査を実施することとなった場合には、低入札調査基準価格を下回り、かつ総合評価落札方式においては落札者決定基準を満たしたすべての入札者に対して、次の各号に掲げる資料を提出させるものとし、落札決定保留後に、調査資料の提出を求める旨通知する。

調査資料の提出期限は、当該通知日の翌日から起算して3日（山梨県の休日を定める条例第6号に規定する県の休日を含まない。）以内とし、期限までに提出しない者は失格とする。

- ① 当該価格で入札した理由（提出様式－1）
- ② 入札価格の内訳書（提出様式－2の1）

- ③ 内訳書に対する明細書（提出様式－２の２）
- ④ 当該業務の履行体制（提出様式－３の１・３の３）
- ⑤ 再委託予定業者等一覧表（提出様式－３の２）
- ⑥ 手持ち業務の状況（提出様式－４）
- ⑦ 配置予定技術者（提出様式－５）
- ⑧ 手持ち機器等の状況（提出様式－６・提出様式－７）
- ⑨ 第三者による照査等を実施する者（提出様式－８）
- ⑩ 第三者による照査等を行う者の確約書（提出様式－９）
- ⑪ 契約に示された内容に適合した履行をする旨の確約書（提出様式なし）
- ⑫ その他必要な事項

２ 調査は、調査基準価格を下回った者のうち最低の価格をもって入札した者のほか、調査基準価格を下回った複数の者について並行して行うことができる。

（調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置）

第９条 調査の結果、最低価格入札者または最高評価値者の入札価格により、契約の内容に適合した業務が確実に履行されると認めるときは、契約担当者は当該業務の調査の結果及び意見を記載した「低入札価格調査表」を付して、「低入札価格審査委員会」に諮った上で最低価格入札者を落札者と決定し、直ちに最低価格入札者または最高評価値者に対し、落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者に対してその旨を知らせるものとする。

（調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置）

第10条 調査の結果、最低価格入札者または最高評価値者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、契約担当者は当該業務の調査の結果及び意見を記載した「低入札価格調査表」を付して、「低入札価格審査委員会」にその意見を求めなければならない。

（低入札価格審査委員会の設置及び審査並びに意見）

第11条 低入札価格審査委員会の設置及び審査並びに意見

- （１）低入札価格審査委員会は、発注部局ごとに設置するものとする。
- （２）低入札価格審査委員会は契約担当者から意見を求められたときは、審査を行い、意見を述べるものとする。
- （３）低入札価格審査委員会の意見を記載した書面の写しを県土整備部に提出するものとする。

（低入札価格審査委員会の意見に基づく落札者の決定等）

第12条 契約担当者は、低入札価格審査委員会の意見に基づき、最低価格入札者または最高評価値者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者または最高評価値者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者または最も評価値の高い者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

この場合、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第７以降と同様の手続きによって行うものとする。

- 2 契約担当者は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者とし、他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

(会計管理者及び監査委員事務局への書面の提出)

第13条 契約担当者は、次順位者を落札者としたときは、調査の結果及び自己の意見を記載した書面並びに低入札価格審査委員会の意見を記載した書面の写しを添付し、会計管理者及び監査委員事務局長に提出するものとする。

(監督体制の強化等)

第14条 対象業務の落札者が低入札調査基準価格を下回った入札を行った者である場合は、当該業務の履行を監理する所属の長は次の措置をとるものとする。

- ① 履行体制のヒアリングを必ず行うこととし、履行体制の記載内容が低入札価格調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。
- ② 業務計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、業務計画書の記載内容が低入札価格調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。
- ③ 監督職員は当該業務に係る監督業務において、照査状況の把握等を実施するにあたっては、立ち会いすることを原則とし、かつ入念に行うこととする。

また、あらかじめ提出された履行体制及び業務計画書の記載内容に沿った履行が実施されているかどうかを確認する。

- ④ 安全な履行の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、業務環境の調査を行う。

(品質確保のための措置)

第15条 調査の結果、調査対象者が落札した場合においては、第三者による照査等（以下「第三者照査等」という。）を行うものとする。なお、第三者の選定については、調査対象者が行い、発注機関の長の承諾を得ること。

- 2 第三者照査等は次の（１）から（５）とする。

(1) 測量業務

通常の自社の精度の確認に加え、第三者による主要な箇所の精度の確認を実施する。

(2) 土木関係の建設コンサルタント業務

通常の自社の照査に加え、落札者の負担で同様の内容の第三者による照査を実施する。

(3) 建築関係の建設コンサルタント業務

通常の自社の内容確認に加え、第三者による主要な箇所の内容確認を実施する。

(4) 地質調査業務

通常の自社の内容確認に加え、第三者による主要な箇所の内容確認を実施する。

(5) 補償関係コンサルタント業務

通常の自社の内容確認に加え、第三者による主要な箇所の内容確認を実施する。

- 3 第三者照査等を実施する者（以下「第三者」という。）については、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- (1) 山梨県入札参加（コンサルタント）有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された入札参加資格者であること。資格者名簿に登載されている第三者の業種内容が、契約対象業種の内容に相応していること。

- (2) 公告の日から第三者照査等の業務を請負日までの期間に「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (3) 公告の日の1月前の日から第三者照査等の業務を請負日までの期間に山梨県発注業務において55点未満の業務成績評定通知を受けていない者であること。
 - (4) 落札者と資本若しくは人事面において関連がないこと。
 - (5) 契約対象業務と同種の業務を、国又は都道府県から受注し、完了した実績があること（その完了の日が、入札が執行された日の属する年度内又はその前年度から起算して過去5年度以内である場合に限る。）。
 - (6) 当該入札の参加者でないこと。
 - (7) 当該業務の照査技術者に必要な資格を有する者が、第三者に属し、第三者照査等を実施する担当者であること。
 - (8) 入札が執行された日から起算して過去1年間において、山梨県が発注した業務に関して当該落札者の第三者照査等を請け負っていないこと。また、当該落札者に対して第三者照査等を請け負わせていないこと。
 - (9) 第三者照査等に関し、粗雑業務と認められた場合、入札参加停止措置その他不利益となる措置を受けることについて異存のない旨の確約書を発注機関の長あてに提出できる者であること。
- 4 契約対象業務の内容が複数の専門業務にわたる場合、発注機関の長は第三者照査等の担当者に必要な要件等を付加することができる。
 - 5 第三者照査等の結果は、報告書として取りまとめ、落札者、第三者が署名押印のうえ、業務完了までに発注機関の長に提出する。
 - 6 第三者照査等に要する費用はすべて落札者の負担とする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

令和4年4月1日一部改定

令和6年4月1日一部改定

別表 1 (第 15 条第 3 項関係)

第三者照査等の担当者に求める資格要件

| 業 務 名 | | 要 件 |
|---|---|--|
| 測量業務 | | 測量士 |
| 地質調査業務 | | 主たる業務に該当する部門の技術士又は R C C M |
| 土木コンサルタント業務 | | 主たる業務に該当する部門の技術士又は R C C M |
| 建築コンサルタント業務 | | 一級建築士、建築設備士 (設備に関する業務に限る) |
| 補 償 関 係 コ ン サ ル タ ン ト 業 務 | 権利調査等 | 測量士、司法書士、土地家屋調査士、補償業務管理士 (土地調査) |
| | 土地評価等 | 不動産鑑定士、補償業務管理士 (土地評価) |
| | 木造建物、木造特殊 建物調査・積算 | 一級建築士、二級建築士、木造建築士、補償業務管理士 (物件) |
| | 非木造建物調査・積 算 | 一級建築士 |
| | 付帯工作物、庭園、 墳墓、立竹木、居住 者、動産 (物件) 調 査・積算 | 測量士、一級建築士、二級建築士、木造建築士、補償業務管理士 |
| | 移転工法検討 | 一級建築士 |
| | 機械設備、生産設備 調査・積算 | 委託設備に関する技術士 (機械又は電気)、補償業務管理士 (機械 工作物) |
| | 営業に 関 する調 査・積算 | 公認会計士、税理士、補償業務管理士 (営業・特殊) |
| | 事業損失 (工損) 調 査・積算 | 一級建築士、二級建築士、木造建築士、補償業務管理士 (事業損) |
| | 事業認定申請図書 の作成等 | 補償業務管理士 (補償関連) |